

問番号	問内容
-----	-----

**委託を受けて個人で仕事をする方**

Q07-01 「委託を受けて個人で仕事をする方」とは、どのような者でしょうか。

請負や準委任など業務委託契約等の名称如何にかかわらず、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬が支払われることを内容とする契約を締結し、その契約を締結している本人が、個人で業務を行っている方が該当します。

具体的には、締結した契約において、発注者から業務の内容や業務を行う場所、日時などの指定を受け、業務を行った作業量や成果物により、報酬が算定されるものになっている個人の方が、支援の対象になります。

Q07-02 自営業者、一人親方なども支援の対象となりますか。

職種の名称により判断することはできませんが、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」(Q7-1参照)であって、業務委託契約等の相手先が業務に従事する場所を指定する場合など、仕事内容や、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができるなど一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q07-03 業務委託契約等の相手側が法人ではなく個人の場合でも、支援金の対象となりますか。親族の場合でも良いのでしょうか。

契約の相手先が個人でも、親族であっても対象外とはしていません。ただし、相手先が個人・親族であっても、業務委託契約書等の確認書類は必要です。

Q07-04 個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。

個人事業主との間での契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしていれば、支援金の対象になります。

この場合でも、業務委託契約書等の確認書類は必要です。契約書等の書類がない場合は、様式第3号の申立書に加えて、業務内容等の確認のために、税務署に提出した書類(「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「所得税等の確定申告書B(第一表、第二表)」)の写しなどを添付してください。

＜契約書等の書類がない場合の提出書類＞

- ①様式第3号+「青色事業専従者給与に関する届出書」
- ②様式第3号+「所得税等の確定申告書B(第一表、第二表)」

問番号	問内容
Q07-05	専従者とともに業務を行っている個人事業主は、支援金の対象となりますか。

専従者として給与を支払う相手がいる場合は、「個人で仕事をする」という本制度の対象に合致しないものとして、支援金の支給対象外としています。

Q07-06	会社に雇用されている労働者が、副業として業務を行っている場合は、対象となるのでしょうか。
--------	--

労働者が雇用保険被保険者や公務員である場合には、この支援の対象になりません。  
ただし、上記以外の方であって、業務委託契約等を締結して業務を行っている方が、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」（Q7-1参照）であって、一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q07-07	なぜ、雇用保険被保険者や公務員を対象から除くのですか。
--------	-----------------------------

雇用保険被保険者や公務員については、副業ではない本業において一定の収入が見込まれると考えられることなどから、支援の対象から除いています。  
なお、雇用される労働者が、①31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であること、のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。

(参考)

雇用保険被保険者等、企業に雇用されている方については、小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金制度（「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」）があります。

厚生労働省HP

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)>

Q07-08	風俗営業関連の委託業務は対象になりますか。
--------	-----------------------

対象になります。

Q07-09	外国籍で、個人で仕事をする者は対象になりますか。
--------	--------------------------

対象になります。  
なお、外国人住民の方であって、委託を受けて個人で仕事をする方が、支援金の申請をされる場合にも、外国住民に係る住民票記載事項証明書（原本）を提出していただく必要があります。